

小学校学習指導要領の総則から道德教育の方向性を読み解く

武庫川女子大学 押谷由夫

1 教育課程全体における道德教育の位置づけ

―学校教育の中核―

(1) 前文に強調されている教育基本法第2条(教育の目標)は人格の基盤が道德性であることを示している

今回の学習指導要領には、前文が付けられている。前文には、教育基本法の第2条が掲載されている。第2条は、第1条で示された教育の目的(人格の完成)を具体化するための指導のポイントが記されている。5項目あり、1号は知、徳、体を養うことが示され、2号から5号はいずれも語尾に「態度を養う」が付されており、人間(日本国民)として生きるための心構えである道德的諸価値が明記されている。それらは、道德教育の指導内容と符合している。つまり、知、徳、体は並列ではなく、徳を中核にして知や体を養っていくことを求めているのであり、人格の基盤が道德性であることを示している。第3条(生涯学習の理念)では、そのような人格を磨き続けることによって「豊かな人生」を送れるような教育の実現を謳っている。つまり、人格を磨き続けることによって一人一人が幸福な人生、生きがいのある人生を送れるようにするのである。それは、道德教育を中核とした学校教育によって具体化されるということである。

(2) これから求められる資質・能力は道德性の育成が柱となる

総則の第1の3には、生きる力の育成を求め、目指すべき資質・能力として、次の3つを挙げている。(1)知識及び技能が習得されるようにすること、(2)思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3)学びに向かう力、人間性等を涵養することである。特に(3)は学びの目的意識に関する資質能力である。それは、教育基本法との関連でいえば、ともに人格を磨き続けて豊かな人生を送れるようにすることであり、そのための社会を創っていくことである。そこへと突き動かす資質・能力は道德性に他ならない。

つまり、教育基本法第2条（教育の目標）を基本として、ともによりよく生きるための学びを、道德教育を中核として、それぞれの教育活動の特質に応じて取り組んでいくことを求めているのである。

（３）各教科等における道德教育の充実、各教科等の本来の在り方の追究

今回の改訂においては、各教科等における道德教育をいっそう強調している。具体的には、総則の第2の3の（１）の力で「道德科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の内容は、第3章特別の教科道德の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道德教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。」と示されている。そして、道德教育の全体計画については、総則の中に示され、各教科等においては、いずれも「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1の最後に「第1章総則の第1の2の（２）に示す道德教育の目標に基づき、道德かなどとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、〇〇（各教科等が入る）の特質に応じて適切に指導すること」と明記されている。このことは、各教科等の特質に応じた固有の学びが、よりよい自己や社会の形成へと向かうようにすることを求めている。その根本に道德性の育成があるということである。

（４）道德教育は、幼稚園、小学校、中学校との連携の中核である

今回の改訂では、幼・小・中の連携がいっそう強調されている。総則の第2の4において、学校段階等間の接続について書かれている。特に幼稚園教育要領においては総則の第2に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、（１）健康な心と体（２）自立心（３）協同性（４）道德性・規範意識の芽生えなどをあげている。また小学校の生活科においても幼稚園との接続を強調している。その意図は環境や体験を通しての道德教育の充実である。そのことを踏まえて「特別の教科 道德」が要の役割を果たせるようにしていくのである。「特別の教科 道德」は特に小学校と中学校の連続的・発展的指導が求められ、特別活動や総合的な学習の時間においても同様である。「豊かな体験による内面に根差した道德性の育成」を幼・小・中一貫性の下に取り組むことを求めているのである。

2 道徳教育の目標と留意事項

－自律的に道徳的実践を行いよりよい自己や社会を目指す子どもたちを育てる－

(1) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞等の活動を通して豊かな心や創造性の涵養を目指す教育の充実

今回の総則の第1における道徳教育に関する記述の書き出しが変わっている。いままでは、「学校における道徳教育は」で始まったが、今回はその前に「道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞等の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。」と記されている。

これは何を意味するのか。道徳教育を一層充実させるために、豊かな体験活動や感性を育てる体験的学習、豊かに心を通わせ、感受性を高め、創造的に新しい価値を創り出す学習を積極的に取り入れていくことを求めていると言えよう。道徳教育を心の教育や新しい価値を創造する教育という視点から捉え直し充実させていこうとする意図が読み取れる。

2 道徳教育は法律に基づいて行われ、学校教育の中核であることの確認

道徳教育の目標の記述において、今回も「教育基本法や学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき」という文言がる。総則の第1の冒頭に「教育基本法及び学校教育法その他の法令ならびにこの章以下に示すところに従い」と記されているにもかかわらず、同様の記述がなされている。このことは、2つの意味があると解釈できる。一つは戦後の道徳教育は法律に基づいてなされるものであること（戦前の教育の反省）、二つは教育の法律において道徳教育は教育の中核に位置付けられていることを確認することを求めていると捉えられる。

3 道徳教育は学校教育全体で行うものであり、その要として「特別の教科道徳」が設けられている

総則の第1に2の(2)の本文の最初に「学校における道徳教育は、特別

の教科である道徳（以下「道徳か」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものである」ことが明記されている。ここに、学校における道徳教育の構造が明確に示されている。道徳の時間が「特別の教科 道徳」になっても、今までと同様に道徳教育は学校教育全体において行うものであり、「特別の教科 道徳」がその要の役割を果たすように、児童の発達段階を考慮して適切に指導を行うこととされている。このことを十分に理解して道徳教育の目標と「特別の教科 道徳」の目標を理解する必要がある。

4 ー道徳教育の目標は主体的に道徳的实践を行い共によりよく生きようとする子どもたちを育てること

道徳教育の目標は、道徳性を養うことであることは変わらないが、そのことを通してどのような子どもたちを育てるのが明確に示されている。まず「自分らしい生き方を考える」子どもたちである。そして、そのことを具体的な生活や学習活動における様々な場面において「主体的に判断」しながら「行動」に移し、自立した人間として他者と共によりよく生きる」子どもたちである。一言でいえば、主体的に道徳的实践を行い共に人間としてよりよく生きようとする子どもたち」を育てるのである。

その要となる「特別の教科道徳」では、「道徳的諸価値についての理解」を深め、そのことを「基に、自己を見つめ」人間としての自分らしい生き方を考え、「物事を多面的・多角的に考える」ことを通して主体的な判断の下に行動できる「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度」を計画的・発展的に育てるのである。

5 ー人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を具体的な生活の中に生かす

留意事項として書かれていることは、従来は道徳教育の目標として書かれていた内容である。同様の重みをもってとらえる必要がある。一言でいえば、日本国憲法の崇高な理念を具現化できる子どもたちの育成である。つまり、世界の平和と人類の福祉に貢献できる生き方である。そのための基本が「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かす」ことなのである。

3 カリキュラム・マネジメントの視点から道德教育の全体計画を創る ー行動目標、実施計画、組織、評価・改善、研修についても明確にするー

1 ーカリキュラム・マネジメントの視点を反映させること

今回の改訂においては、カリキュラム・マネジメントという言葉が重要なキーワードとして使われている。総則の第1の4には、具体的に、「児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容を教科等横断的な視点で組み立てていくこと」を求めている。道德教育の内容は、すべての教育活動とかかわるものであり、その要として「特別の教科 道德」が設置されていることから、カリキュラム・マネジメントの視点を最も反映させる必要がある。

カリキュラム・マネジメントの視点とは、教育課程の実施において、全員で協働しながら、明確な目標（行動目標）を設定すること。その目標の達成に向けて具体的な実施計画を立てること。実施に向けての体制（組織）を整えること。具体的取り組みを通して定期的に評価し改善を図っていくこと。さらに成果を上げていくために計画的に研修を行うことなどを明確にして取り組むことである。

2 ー学校経営の柱として道德教育の全体計画を作成する

平成27年3月に告示された学習指導要領の一部改訂に伴い、道德教育の全体計画に関する部分が総則に移された。そのことによって、道德教育を「校長」のリーダーシップのもとに「道德教育推進教師を中心に、全教師が協力して道德教育を展開すること」をいっそう強調していると捉えられる。

そもそも道德教育の全体計画がなぜ必要なのか。教育基本法の第2条を見れば明らかである。各学校においては、知・徳・体にわたって調和的に指導を行う学校経営（学校運営）計画が必要である。そのうえで、その中核となる徳に関する指導についてより具体的に示していくことが大切である。その

ことによって、学校教育が生涯にわたる人格の形成の礎を創る場として明確になっていくのである。

3－生きて働く道德教育の全体計画を創る

総則の第6には、道德教育の全体計画を作成する際に「児童や学校、地域の実態を考慮して、学校における道德教育の重点目標を設定するとともに、道德科の指導方針、第3章特別の教科道德の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。」と記されている。このことを、カリキュラム・マネジメントの視点から具体的に取り組んでいく必要がある。

カリキュラム・マネジメントにおいては、まず目標を明確にする必要がある。道德教育の目標は、多岐にわたるため拡散することになりかねない。道德教育の指導内容の全体を指導することは当然であるが、具体的に行動目標を設定し実施計画から組織づくり、評価・改善へと具体化するためには、重点目標を作成し取り組むことが有効である。例えば、子どもの実態や要望に応じた重点目標、保護者の実態や要望に応じた重点目標、学校の伝統や校風を具体化する重点目標、地域の実態や特徴、地域の人々の要望を踏まえた重点目標、学校課題に基づく重点目標、道德の指導内容の4つの視点を活用した重点目標、など様々に考えられる。

全教職員の協力体制や保護者地域の人々の協力を得るためには、重点目標の設定と具体的取り組みについて話し合う機会や、意見を聞き機会を設けることが大切である。そのことがカリキュラム・マネジメントの礎ともなっていく。

また、全体計画が各学年段階や学年の道德教育の全体計画、各学級における道德教育の全体計画へとつながっていくようにすることが大切である。さらに、各教科等における道德教育の指針が示されれば、それを各教科等の年間指導計画にどのように反映されるかが問われることになる。そこからさらに、各教科等の学習指導案の改善なども求められる。

4 各教科等における道徳教育の充実

－固有の学習活動を豊かな人間形成・人格形成につなげる－

1 各教科における道徳教育の充実方策

各教科における道徳教育は、各教科の学習を、子どもたち一人一人の豊かな人間形成・人格形成とのかかわりで捉え、充実させるために重要なのである。各教科の目標は、先に挙げた3つの資質・能力に即して記されており、このことをいっそう強調していると捉えられる。各教科における道徳教育を充実させる方策として、特に次の点を重視する必要がある。

1) 授業の態度や授業形態の工夫

授業は集団で行われる。その際、授業のルール、マナーとして、姿勢を正す、相手の話をよく聞く、真剣に考える、相手にわかるように表現するなどの指導が行われる。また、特に「主体的・対話的で深い学び」のための協同学習や小集団学習など、多様な学習形態の授業が取り入れられる。それらは道徳的価値の育成と強く結びつく。

2) 道徳的「気づき」や「興味関心」の喚起

各教科の学習において、道徳的な気づきや興味関心を喚起することによって、知識や技能の学習を豊かな人間形成とのかかわりで捉えられる。例えば、国語科の物語文による学習を行う場合、登場人物の内面や生き方に関心をもたせ、それらがどのような部分から読み取れるか、どのような表現になっているかを考えることによって、日々の生活や生き方にかかわらせて国語的理解力や表現力を身につけることができる。

3) 道徳的価値を正面から取り上げる学習

各教科固有の学習内容で、道徳的価値の学習と密接にかかわるものが多い。それらの充実を図ることは言うまでもない。それと同時に、例えば、国語科の作文指導において、「思いやりについて」取材したり本を調べたりしながら書こう、というような課題を出せば、文章の表現・理解に関する学習

とともに思いやりについて考えを深めることになる。また、図画工作科で「思いやりのポスターを作ろう」、社会科で「思いやりのある社会のしくみを調べてみよう」といった取組は、教科固有の学習を通して直接道徳性の育成を図ることができる。

4) 各教科の学習と関係する人物を紹介する

これからの学校教育においては、「主体的・対話的で深い学び」が求められる。そのためには、常に対話できるロール・モデルが必要になる。つまりあこがれの人である。そのためには、各教科の学習内容にかかわって活躍している人物を紹介し、その学習の魅力を語っていくことも大いに効果的である。また、その人物について調べる学習を取り入れることも考えられる。

5) 評価の中に「道徳的学び」を位置づける

各教科における道徳教育を充実させるには、評価の中に道徳的観点を入れていくことが求められる。例えば、各教科の年間指導計画の単元ごとの目標（ねらい）に「道徳的観点」を明記し、評価の中にも位置づけておく。また、学習指導案でも同様に、目標（ねらい）に固有の学習目標とともに「道徳的観点」を明記し、評価の中にも位置づけるようにすることもできる。

2-特別活動や総合的な学習の時間における道徳教育の充実

特別活動は、今回、学級活動の内容に「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」が加えられた。また、全体を通して道徳的実践の場としての特別活動を強調している。さらに学級活動の(1)のアには「学級や学校における生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。」と記されている。日常生活における具体的な問題解決の場として学級活動を機能させようとしている。「特別の教科 道徳」と関連させることで、問題解決力をいっそう高めることができる

また、総合的な学習の時間においては、探究的な学習を一層重視し、そのことを通して社会の中で生きて働く資質・能力の育成を求めている。「特別の教科道徳」とかかわらせて、探究的学習がより深い自己の探究とよりよい社会の探究へと向かうことができる。

5 発達段階を考慮した重点的指導内容と豊かな体験活動、 学校・家庭・地域連携による道德教育の充実

－子どもの生活圏全体を通して価値意識を深め日常生活を豊かにする－

1 道德教育における児童の発達段階に応じた指導の工夫

今回の改訂においては、「児童の発達段階に応じた指導」が強調されている。道德教育においては、重点的な指導にかかわって具体的に示されている。

まず、各学年を通して留意すべき内容として「自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心」を挙げている。自分のことは自分でできるようになること、かけがえのない命を大切に生きて生きること、互いに思いやって生活できるようになることを基本的な重点的指導に位置付けている。そして、学年段階ごとでは、主に社会生活を行う上での重点的指導が記されている。

低学年では、「挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことはしないこと、社会生活上のきまりを守ること。」を挙げている。社会生活を行う上で大切にこととして、挨拶をすること、いけないことはしないこと、身近なきまりを守ること、まず重点的に押さえる必要があるとしている。

中学年では、「善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。」を挙げている。正しいことを行うこと、協力し助け合うこと、生活に必要なきまりを守ることが低学年の発展として重点的に指導することを求めている。

高学年では、「相手の考え方や立場を理解して支えあうこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること。」が挙げられている。ここでは、主に高学年の児童として社会生活を行う上での基本的な姿勢の指導を重点として挙げている。相互理解を深めて支え合うこと、自覚してきまりを守ること、集団をよくしようとする

こと、郷土愛や愛国心、国際理解・親善の心を大切にすることである。

このような重点的指導は、指導内容項目全体の指導を行う中で工夫するものであり、「特別の教科 道徳」での指導とともに、関連する他の教育活動や日常生活とかかわらせて指導することが求められるのである。

2 一 道徳的環境づくりと豊かな体験を通して道徳的实践を日常化する

道徳教育は、道徳的な環境と豊かな体験が不可欠である。そのことを「学校や学級内の人間関係や環境を整えとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。」と記している。道徳的環境づくりには、人間関係とともに環境整備が重要である。また豊かな体験とは道徳的価値を感じ取る体験であり、そのためには体験を通して自分自身、人、集団や社会、生命や自然・崇高なものとのかかわりを深めていく必要である。ここに挙げられているものは、その代表的なものであるといえることができる。

また、そのことは「道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。」でもある。かかわりを豊かにするということは、基本的には日常生活においてであり、道徳的価値意識をさらに育んでいくことにもなる。そのことが「いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。」としている。体験を通して仲良く助け合うことの大切さやみんなで命を守っていくことの大切さなどを感じ取れるようにするのである。

3 一 学校、家庭、地域社会との連携の強化―「チーム学校」を具体化する

これからの学校教育においては、特に「開かれた教育課程」を求め「チーム学校」の実現を目指している。その核となるのが道徳教育であるという認識のもとに、様々な連携を工夫し、効果を上げていく必要がある。そのためには「学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表」することを求めている。具体的な問題や課題に対する連携とともに、運動会や文化祭、道徳フェスティバルといったイベント的取り組みにおいても「家庭や地域の人々の積極的な参加や協力」を得て、「チーム学校」の機運を盛り上げていく必要がある。